

スポーツ・青少年行政の現状

《 目 次 》

1. スポーツ・青少年局組織機構図	2
2. スポーツ政策の方向性	3
3. スポーツ関係予算等	5
4. 子供の体力向上	6
5. 生涯スポーツ社会の実現	7
6. 世界で活躍する競技者の育成・強化		9
7. 2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会の開催		11
8. 子供の健やかな体の育成	12
9. 青少年の健全育成	14
10. 東日本大震災に係るスポーツ・青少年局の 取組		16

1. スポーツ・青少年局組織機構図

<p>局長</p>	<p>久保 公人</p>	<p>主な所掌事務</p>
<p>大臣官房審議官 (スポーツ・青少年局担当)</p>	<p>芦立 訓</p>	
<p>スポーツ・青少年企画課</p>	<p>課長 白間 竜一郎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○局全体の総合調整 ○スポーツ振興の基本的政策 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ政策に関する企画・立案・調査 ・スポーツ基本計画の実施 ○スポーツ振興くじ (toto) ○(独)日本スポーツ振興センター
<p>スポーツ政策企画室</p>	<p>室長 八田 和嗣</p>	
<p>スポーツ振興課</p>	<p>課長 森岡 裕策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域スポーツ <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの育成推進 ・スポーツ指導者の養成・活用 ・アスリートのキャリア形成支援 ・障害者スポーツの推進 ・全国障害者スポーツ大会の開催
<p>障害者スポーツ振興室</p>	<p>室長 郷家 康徳</p>	
<p>競技スポーツ課</p>	<p>課長 坪田 知広</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○競技スポーツ <ul style="list-style-type: none"> ・トップレベル競技者の育成・強化 ・ナショナルレニングセンターの整備推進 ・国民体育大会の開催 ・ドーピング防止活動の推進 ・国際競技大会の招致・支援
<p>国際スポーツ室</p>	<p>室長 平山 直子</p>	
<p>オリンピック・パラリンピック室</p>	<p>室長 浅野 敦行</p>	
<p>学校健康教育課</p>	<p>課長 大路 正浩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健 <ul style="list-style-type: none"> ・子供の放射線対策 ・現代的な健康課題への対応 ○学校安全 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの学校安全体制整備の推進 ・防災教育の推進 ○食育・学校給食 <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導の充実 ・学校給食の充実
<p>健康教育企画室</p>	<p>室長 三谷 卓也</p>	
<p>青少年課</p>	<p>課長(併)参事官 泉 潤一</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年の体験活動の推進 ○子供の読書活動の推進 ○(独)国立青少年教育振興機構 ---- ○青少年を有害環境から守るための取組の推進 ○青少年の国際交流の推進
<p>参事官 (青少年健全育成担当)</p>		
<p>参事官 (体育・青少年スポーツ担当)</p>	<p>参事官 日向 信和</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校体育 <ul style="list-style-type: none"> ・体育授業・運動部活動の充実 ・武道必修化に係る条件整備 ○子供の体力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施

2. スポーツ政策の方向性

スポーツ基本法の制定

平成19年から超党派のスポーツ議員連盟で検討が開始。平成23年5月に衆議院8会派の共同提案により法案が国会に提出され、全会一致で可決、成立。同年6月24日に公布、8月24日に施行。

- 新たに前文を規定し、スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定
- 「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」とし、健康の保持増進や安全の確保等の規定を整備
- プロスポーツや障害者スポーツを推進の対象とすることを明確化するとともに、国際競技大会の招致・開催、優秀な選手の育成など、時代の変化等に対応した施策の規定を整備
- 附則において、スポーツ庁の設置等行政組織の在り方は、行政改革の方針に配慮して検討を加え、必要な措置を講じる旨を規定

スポーツ基本計画の策定

スポーツ基本法に基づき、平成23年9月に文部科学大臣から中央教育審議会へ諮問。平成24年3月21日開催の総会において答申。これを受け、同26日に、関係行政機関の施策に係る連絡調整を図るため、「スポーツ推進会議」を開催し、同30日に文部科学大臣がスポーツ基本計画を策定（告示）。

- スポーツ基本法に基づき、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画を定めるもの。
- 「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利」とであるというスポーツ基本法の理念を踏まえ、特に、障害者スポーツの推進や、スポーツ界におけるガバナンスの向上等、今日の新たな課題に対応する諸方策を示している。

【スポーツ基本計画に掲げる政策課題】

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備

⑤ 国際交流・貢献の推進

④ 国際競技力の向上

⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

⑦ 好循環の創出

① 子供のスポーツ機会の充実

② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

スポーツ庁の設置

【検討の経緯・現状】

- ・スポーツ庁の設置については、スポーツ基本法の附則に、検討し必要な措置を講ずる旨の規定が設けられている。
- ・平成25年10月、超党派スポーツ議員連盟がプロジェクトチームを設置して具体的な検討を開始し、平成26年6月に、スポーツ庁の設置を提言する報告書を取りまとめた。
- ・平成26年7月、内閣総理大臣決定により、「スポーツ庁の設置に当たっては…関係省庁からスポーツに関連する事務を移管すること等により、スポーツに関連する施策を総合的に実施できる体制を構築する」との方針が示された。
- ・同年8月、来年度の機構・定員要求でスポーツ庁設置に係る組織要求を提出。
- ・年末の機構・定員査定を経て、平成27年の通常国会に法案を提出し、同年の秋頃にスポーツ庁の設置を予定。

○ スポーツ基本法附則第2条

「政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

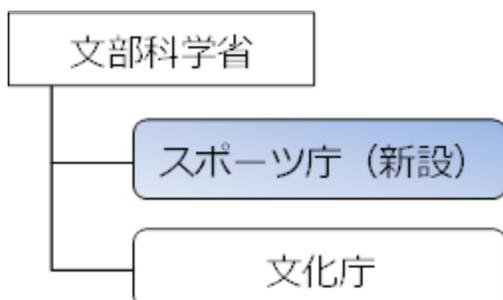
【スポーツ庁の理念・組織（案）】

○ 理念

- ・「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の実現を目指す。
- ・スポーツの一層の振興を図るとともに、スポーツを通じた健康増進・地域社会の再生・国際的地位の向上・国民経済発展などの波及効果をより高められる体制を整備する。
- ・各省庁のスポーツ施策に関する司令塔的役割を果たす。

○ 組織

- ・文部科学省の外局として設置。



3. スポーツ関係予算等

平成27年度予算(案)額は、過去最高の290億円。
また、(独)スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじ(toto)等の助成により、国の施策を補完する形でスポーツ推進施策を行っている。

I. スポーツ関係予算

○我が国のスポーツ関係予算の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(案)
予算額	190億円	225億円	227億円	228億円	235億円	243億円	255億円	290億円

○スポーツ振興くじ、スポーツ振興基金助成額の推移(参考)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
スポーツ振興くじ助成額	10億円	66億円	103億円	145億円	179億円	173億円	193億円	— (※)
スポーツ振興基金助成額	7億円	10億円	14億円	14億円	13億円	13億円	13億円	— (※)

※平成27年度の助成額は、4月中旬に決定

II. 平成27年度予算(案)の概要 予定額 290億円(前年度 255億円)

『2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた準備』

132億円

◇競技力向上推進プログラム

日本代表選手のメダル獲得等を目指して、各競技の選手強化活動(強化合宿等)を充実するとともに、スポーツ医・科学等を活用したサポート、スポーツ研究イノベーション拠点に対する支援、ナショナルトレーニングセンター(NTC)の拡充整備などを行う。

- ・競技力向上事業
- ・マルチサポート戦略事業
- ・スポーツ研究イノベーション拠点形成事業 等

◇オリンピック・パラリンピックスポーツレガシープログラム

2020年東京大会のレガシーとして継承することを目指し、「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムによる国際貢献を図るとともに、大会を東京だけのイベントとすることなく、全国に機運を広げていくことにより、スポーツを通じた地方創生を推進する。

- ・スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム
- ・スポーツによる地域活性化推進事業

(参考:平成26年度補正予算)

130億円

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた施設整備(国立競技場改築に係る財務基盤の強化) 等

『スポーツ振興の推進』

<主要事項>

158億円

◇地域における障害者スポーツ普及促進事業

地域において障害者が継続的にスポーツに参加できる環境の整備を促進するため、都道府県等における障害者スポーツ普及のための体制づくりやノウハウ作成を支援するとともに、スポーツ参加における障壁の調査分析を実施する。

◇2019年ラグビーワールドカップ普及啓発事業

2019年ラグビーワールドカップ日本開催の成功に向けて、小学生等ジュニア期を始め幅広い層への普及活動及びこれを指導する者の養成等、日本のラグビー競技について普及啓発を図る。

◇武道等の円滑な実施の支援

武道等の安全かつ円滑な実施のため、武道等の領域での授業の充実、若手教員をはじめとした指導者の資質向上や指導力強化を推進し、指導体制の整備を図るとともに、公立中学校武道場の整備促進を図る。

◇社会体育施設の耐震化

施設利用者の安全確保及び災害避難場所としての指定・活用の観点から、地域スポーツ施設の耐震化を推進する。

等

III. スポーツ振興の補完的財源

○スポーツ振興基金 (独)日本スポーツ振興センターが実施

- ・政府出資(平成2年度補正予算)と民間出えん(寄附金)を原資とする基金の運用益等により、トップアスリートの強化事業等に助成
- ・基金額:295億円(うち民間出えんは45億円)

○スポーツ振興くじ(toto) (独)日本スポーツ振興センターが実施

- ・議員立法の「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」に基づき実施
- ・Jリーグの試合の結果(勝敗・得点)のくじの収益により、地方公共団体・スポーツ団体が行う地域スポーツの振興、環境整備等の事業に助成
- ・議員立法による法改正により、平成25年10月からFIFA主催の国際試合や海外リーグの試合を対象としたくじの発売が可能になるとともに、平成25年度から当分の間、くじの売上げの一部を国際的な競技会に係る施設整備に充当可能となった。

※くじに係る政府職員(文部科学大臣・副大臣・政務官を含む)は購入等ができない。

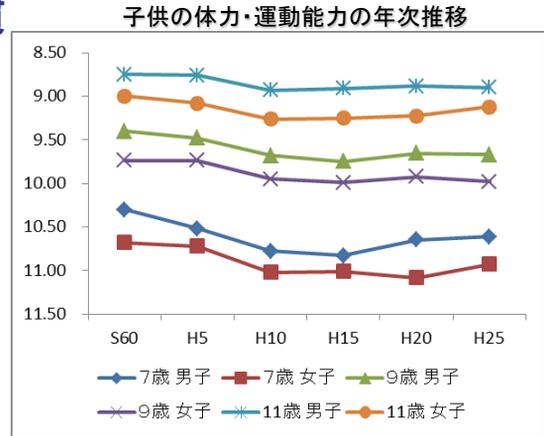
4. 子供の体力向上

今後10年以内に子供の体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目指す

I. 子供の体力・運動能力の変化・運動習慣

○昭和60年頃と比較すると、依然ほとんどの項目で下回っているものの、体力低下には歯止めがかかりつつある。

○一方、特に中学生では、運動する者としいない者が二極化。女子の2割は1週間の総運動時間が60分未満



出典：文部科学省「平成25年度 体力・運動能力調査」

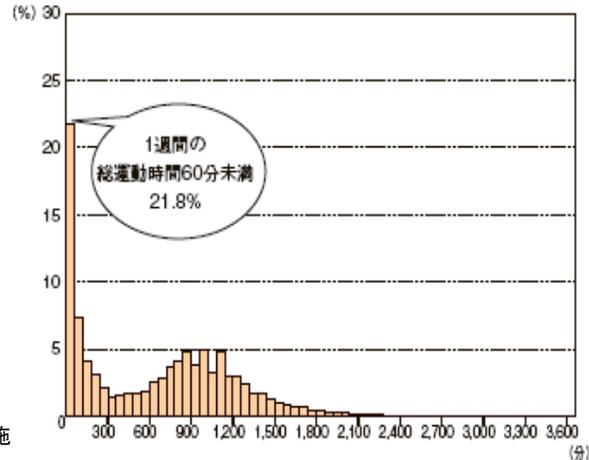
II. 子供の体力向上に向けた取組の推進

○学校だけでなく、地域の人的資源等を活用しつつ、地域で総合的に子供の体力向上に向けた取組を促進

○幼児期の運動指針の普及啓発を実施

○全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用した学校や教育委員会の分析・改善の実践を支援

1週間の総運動時間の分布(中学校女子)



出典：文部科学省「平成26年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

III. 学校体育・運動部活動の充実

① 学校体育の充実

学習指導要領
小学校：平成23年度全面实施
中学校：平成24年度全面实施
高等学校：平成25年度から年次進行で実施

○子供の体力の低下傾向などを踏まえた平成20年の学習指導要領改訂により、体育の授業時間数が増加(年間90時間→105時間)され、中学校1・2年生での武道・ダンスを含む全ての領域が必修とされた。

○体育の授業等において体育活動が安全に行われることは最重要課題であり、特に、中学校の武道必修化に際しては、①各学校の指導体制の再点検、②「柔道の授業の安全な実施」(手引)の作成等の取組を行ってきたところ。中学校の武道必修化後、体育の授業における柔道の重大事故は発生していない。

② 運動部活動等の充実

○中学校学習指導要領(平成20年3月改訂)、高等学校学習指導要領(平成21年3月改訂)の総則に部活動の意義と留意点等が明記され、学校教育の一環としての部活動が明確に位置付けられた。また、平成25年5月に「運動部活動での指導のガイドライン」を策定し、全中・高校に配布し、体罰根絶等に努めているほか、外部人材を活用した指導体制構築の取組や運動部活動指導者の資質向上の場の整備をすることなどにより、運動部活動が適切な内容・方法で実施されるよう環境整備の充実に努めている。

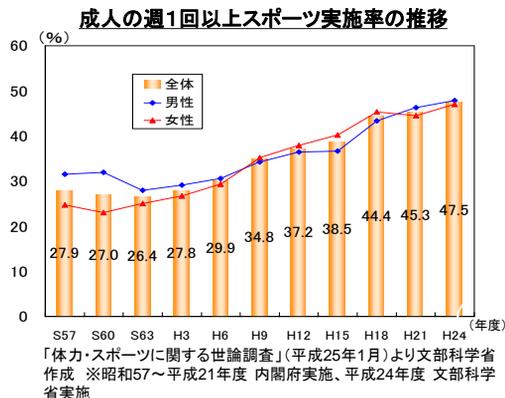
5. 生涯スポーツ社会の実現

国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現

I. 目標と現状

○出来る限り早期に、**成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度、成人の週3回以上のスポーツ実施率が30%程度**となることを目標としている。また、1年間に一度もスポーツをしない成人の数がゼロに近づくことも目標としている。

○現状では、国民のスポーツ実施率(週1回)は上昇傾向にある。
(平成18年度44.4% → 平成21年度45.3%
→ **平成24年度47.5%**)



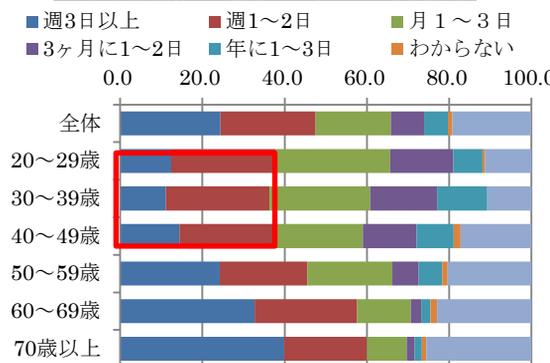
II. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

○生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むためには、**ライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことが必要不可欠**である。

○スポーツ参画人口の拡大を図るため、

- ・スポーツによる健康増進の取組の支援
- ・地域における障害者スポーツの普及促進
- ・スポーツ・ボランティア活動の活性化等の取組を実施している。

成人(年代別)の運動・スポーツの実施頻度



出典: 体力・スポーツに関する世論調査(平成25年1月実施)に基づく文部科学省推計

※障害者(成人)の週1日以上スポーツ実施率は18.2%
出典: 文部科学省委託事業『健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書』(平成26年3月、笹川スポーツ財団)

<障害者スポーツの移管について>

○ スポーツ基本法において、障害者の自主的かつ積極的なスポーツを推進するとの理念が掲げられたことや、近年、障害者スポーツにおける競技性が向上していること等により、障害者スポーツに関する施策を、従来の福祉の観点だけではなく、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まってきた。これを踏まえて、平成26年度より、**スポーツ振興の観点から行う障害者スポーツに関する事業を、厚生労働省から文部科学省に移管し、文部科学省において競技力向上と裾野の拡大の両面から取り組んでいる。**

全国障害者スポーツ大会

目的: 障害のある選手が、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解の促進や障害者の社会参加の推進に寄与すること

主催: 文部科学省(平成26年度より厚生労働省から変更)・(公財)日本障がい者スポーツ協会・開催地都道府県(スポーツ基本法第26条)

一都道府県持ち回り方式で国民体育大会終了後、同じ会場で毎年開催。

(平成26年は長崎県で11月に実施。平成27年は和歌山県で10月に実施予定。)

6. 世界で活躍する競技者の育成・強化

オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における我が国のトップレベル競技者の活躍は、国民に夢や感動を与え、明るく活力ある社会の形成に寄与。このため、世界で活躍できる競技者の育成・強化を積極的に推進。

I. 目標と現状

- 「スポーツ基本計画」において、「今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上」を政策目標として設定。
- また、パラリンピック競技大会の金メダルランキングについては、「直近の大会(夏季大会17位(2008/北京)、冬季大会8位(2010/バンクーバー))以上をそれぞれ目標」として設定。

(参考)夏季競技

【オリンピック】

【パラリンピック】

開催年	開催都市(国)	メダル獲得数				入賞数 (1~8位)	金メダル獲得 ランキング	メダル獲得数				金メダル獲得 ランキング
		金	銀	銅	計			金	銀	銅	計	
2012	ロンドン(イギリス)	7	14	17	38	80	11	5	5	6	16	24
2008	北京(中国)	9	6	10	25	77	8	5	14	8	27	17
1964	東京(日本)	16	5	8	29	65	3	1	5	4	10	-

※ロンドンオリンピックにおいては、38個のメダル獲得、80種目での入賞を果たし、過去最高の成績を記録。

(参考)冬季競技

【オリンピック】

【パラリンピック】

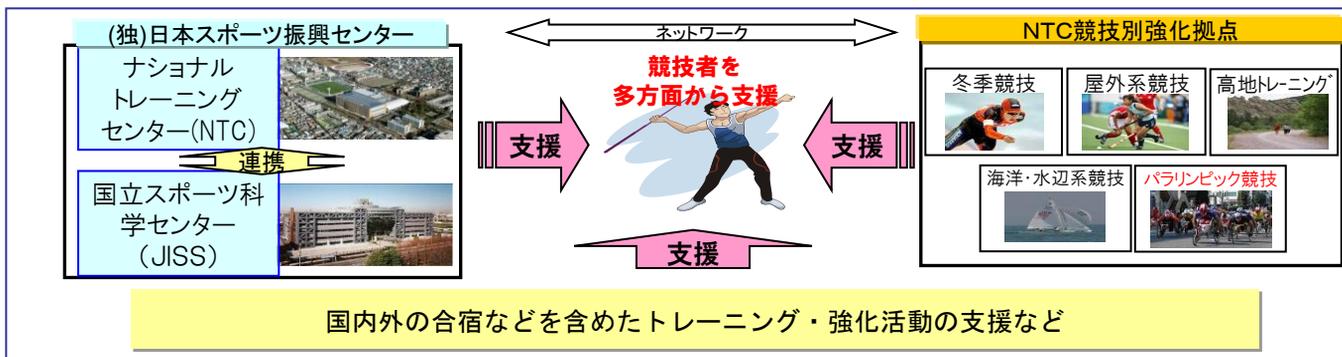
開催年	開催都市(国)	メダル獲得数				入賞数 (1~8位)	金メダル獲得 ランキング	メダル獲得数				金メダル獲得 ランキング
		金	銀	銅	計			金	銀	銅	計	
2014	ソチ(ロシア)	1	4	3	8	28	17	3	1	2	6	7
2010	バンクーバー(カナダ)	0	3	2	5	27	20	3	3	5	11	8
1998	長野(日本)	5	1	4	10	33	7	12	16	13	41	4

【次回開催】2016年 第31回オリンピック夏季競技大会・第15回パラリンピック夏季競技大会(リオデジャネイロ)

2018年 第23回オリンピック冬季競技大会・第12回パラリンピック冬季競技大会(平昌)

II. 国際競技力の向上に向けた具体的施策

- 上記目標の実現を図るため、トップレベル競技者が能力を最大限に発揮できるよう、トレーニング環境の改善及び個々の競技者に応じたきめ細かな支援を充実。



27年度政府予算案において、選手強化を充実

→従来のJOC補助やJPC補助等をJSCに一元化して、JOCやJPCと連携して、NFIに選手強化費を配分

→文科省にタスクフォースを設置(戦略性を持った配分方針の策定、事業後の全体評価の実施によるPDCAの強化)

ナショナルトレーニングセンター(NTC)(平成19年度~)

・味の素ナショナルトレーニングセンター

トップレベル競技者が集中的・継続的に強化活動を行う拠点。
隣接するJISSと一体的に(独)日本スポーツ振興センターが運営。

・NTC競技別強化拠点(全国でオリンピック競技21競技等26施設、パラリンピック競技1競技1施設を指定)

冬季、海洋・水辺系、屋外系競技、パラリンピック競技などの既存施設の機能強化。

国立スポーツ科学センター(JISS)

(平成13年度~)

スポーツ医・科学研究や選手サポート、
スポーツ診療などを実施。(独)日本ス
ポーツ振興センターが運営。

有識者会議の「最終報告」を踏まえ、
オリンピック競技とパラリンピック競技の
一体的な拠点構築を進めている。

Ⅲ. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

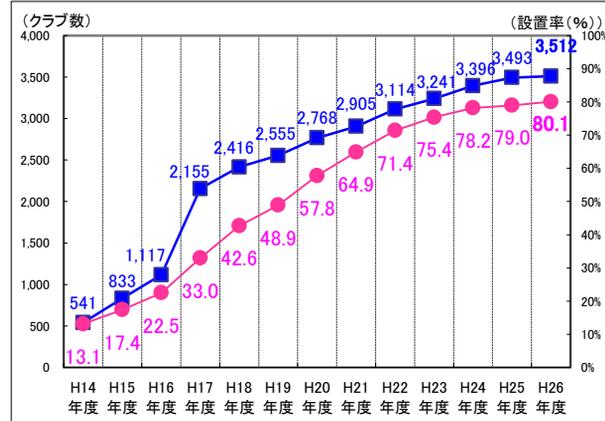
(1) 総合型地域スポーツクラブの育成・推進

○総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者までの誰もがいつでも気軽に親しめる、多世代・多項目・多志向の地域に密着したスポーツクラブであり、その活動は世代間・住民間交流の活性化など、様々な効果が期待される。

○各市区町村に少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブが育成されることを目指すとともに、運営面や指導面で周辺の地域スポーツクラブを支えることができる「拠点クラブ」を広域市町村圏(全国300箇所程度)を目安として育成することを目標としている。

※平成26年7月時点で、クラブ数：**3,512**（創設準備中を含む）、総合型クラブ設置市区町村数は**1,394**市区町村（**全市区町村の80.1%**）。

総合型地域スポーツクラブ設置状況



文部科学省「平成26年度総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」

(2) スポーツ指導者の養成・活用

○(公財)日本体育協会・(公財)日本障がい者スポーツ協会への補助を通じて、基礎的なスポーツ指導についての知識や技術を有するスポーツ指導者、競技者育成のための指導に当たるスポーツ指導者などの養成を支援している。

○スポーツ指導において暴力を行使する事案が明らかになったことを受け、平成25年7月、「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議(タスクフォース)」において報告書を取りまとめた。これを受け、平成26年度から、「コーチング推進コンソーシアム」を開催し、コーチング及びコーチの質の向上・保証を図る取組を実施している。

○平成27年3月、同コンソーシアムにおいて、「グッドコーチに向けた『7つの提言』」を取りまとめた。

(3) 地域のスポーツ施設の整備

○社会体育施設については、学校施設環境改善交付金において整備費を補助している。

※体育館、屋外運動場、プール、武道館の新・改築事業及び社会体育施設の耐震化事業について補助
(補助率原則1/3)

(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

○地域スポーツコミッション(※)等の活動支援によるスポーツを観光資源とした地域活性化を促進している。

(※)地域スポーツコミッション…地域におけるスポーツ振興、スポーツツーリズム推進に、地方公共団体、民間企業(スポーツ産業、観光産業など)、スポーツ団体等が連携・協働して取り組むことを目的としている地域レベルの連携組織

Ⅳ. スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出

○トップアスリートが有する優れた技術やスポーツを通じて培った人間的な魅力等を積極的に地域に還元することにより、青少年を含む人々のスポーツへの参加意欲を高め、地域から新たな才能が発掘される「人材の好循環」の創出を図っている。

○トップアスリート等に対して「デュアルキャリア」(※)に関する意識啓発を行うとともに、アスリートの引退後のキャリア形成のための支援を推進している。

(※)デュアルキャリア…アスリートライフに必要な環境を確保しながら、現役引退後のキャリアに必要な教育や職業を訓練を受け、将来に備えるという考え方

7. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

I. これまでの経緯

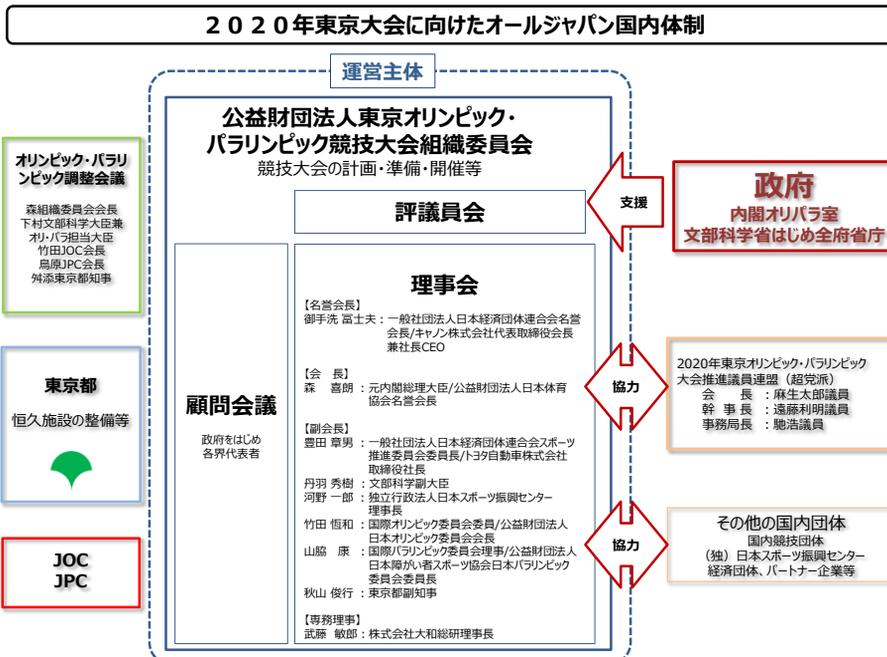
平成25年	9月 7日	IOC総会(アルゼンチン・ブエノスアイレス)で東京都が開催都市に決定
	9月10日	文部科学大臣を本部長とした準備本部を省内に設置
	9月13日	下村文部科学大臣を東京オリンピック・パラリンピック担当大臣に任命
	10月 4日	内閣官房に2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室を設置
平成26年	1月24日	大会組織委員会設立(平成27年1月 公益財団法人として認可)
	4月22日	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議を設置
	12月9日	IOC臨時総会(モナコ)でオリンピックアジェンダ2020が決定される
平成27年	2月20日	平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案の閣議決定、国会提出
	2月27日	大会開催基本計画をIOC・IPCに提出

II. 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組

- 平成32年度東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の検討
- 2020年に焦点を当てた、中長期的な視点による、今後の活躍が期待される若い世代の競技者の育成・強化
- メイン会場として予定されている国立競技場の改築
 - 「国立霞ヶ丘競技場の改築に向けた対応」 (平成26年度補正予算額:125億円)
- 2020年東京大会の開催国として、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際的な人材養成の中核拠点形成、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムに取り組みとともに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施
 - 「スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム」 (平成27年度予算案:約13億円)
 - オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議を設置し、検討中。

III. 今後の主なスケジュール

- 平成27年6月 大会組織委から競技会場計画について、IOC理事会に報告予定
- 平成27年9月 大会組織委からIOCに対して、追加種目の提案(平成28年8月にIOCにて決定)
- 平成28年8月 リオデジャネイロ オリンピック・パラリンピック競技大会の開催
 - 大会組織委から事前キャンプ候補地ガイドを各国・各地域のNOC/NPCIに対して周知
- 平成31年7月～ テストイベントの実施
(大会日程)
- 第32回オリンピック競技大会 2020年(平成32年)7月24日(金)～8月9日(日)
- 第16回パラリンピック競技大会 2020年(平成32年)8月25日(火)～9月6日(日)



Ⅲ. 国民体育大会の開催

国民体育大会は、文部科学省・(公財)日本体育協会・開催地都道府県が共催し(スポーツ基本法第26条)、都道府県対抗・各都道府県持ち回り方式で毎年開催。「国民スポーツの祭典」として、競技力の向上や国民へのスポーツの普及、地方スポーツの振興に大きく寄与。

【第71回国民体育大会冬季大会】

「スケート・アイスホッケー競技会」 期日:平成28年1月27日(水)～1月31日(日) 開催地:岩手県

「スキー競技会」 期日:平成28年2月20日(土)～2月23日(火) 開催地:岩手県

【第70回国民体育大会本大会】 期日:平成27年9月26日(土)～10月6日(火) 開催地:和歌山県

Ⅳ. 競技団体の不適切経理への取組・ガバナンス強化等に向けた取組

○平成26年11月の会計検査院の決算検査報告において、JOC補助金について以下の指摘があったところ。

・海外遠征等において、選手等に事実と相違する領収書を作成・提出させて、これを基に滞在費の額を算定していた事案(フェンシング協会他10団体)。

・専任コーチに支給した謝金の一部を寄附という形で団体に還流させていた事案(ホッケー協会)。

なお、指摘されたものについては、既にJOCから文部科学省に返還されている。

○JOCにおいては、平成27年度から競技団体に対する「国内競技団体(NF)総合支援センター」を整備予定。

○新公益法人制度が開始されて以降、内閣府からの勧告を受けた法人は全てスポーツ団体である(全日本柔道連盟、日本アイスホッケー連盟、全日本テコンドー協会、日本プロゴルフ協会)。このことなどから、平成26年度には、文部科学省委託事業として、日本スポーツ仲裁機構に「スポーツ団体のガバナンスに関する協力者会議」が設置され、ガバナンス強化支援策について検討され、平成27年3月には競技団体等の組織運営、ガバナンス強化に資する「NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン」や不祥事対応事例集が取りまとめられた。

○国内のバスケットボールリーグが統一されていないこと等を理由に、平成26年11月にFIBAからJBAに対し、加盟団体としての資格を停止する制裁が科された。これを受け、27年1月にタスクフォースがFIBAの下に設置され(座長:川淵三郎氏)、同年6月のFIBA理事会での制裁解除に向けて取り組んでいるところ。

Ⅴ. ドーピング防止活動の推進

○日本は、世界ドーピング防止機構(WADA)の常任理事国(常任理事:文部科学副大臣)として、国内のドーピング防止活動(教育・研修活動など)及び、国際的なドーピング防止活動を積極的に推進している。

○次回WADA理事会:平成27年5月

【ドーピング防止活動に関する主な取決め】

ユネスコ「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」(平成19年2月発効)

文部科学省「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」(平成19年5月策定)

【主な取組】

○ドーピングの撲滅のため、「教育・研修」「人材育成」に重点を置いて事業を推進

○世界ドーピング防止規程や2020東京大会等の大規模国際競技大会に対応できる国内ドーピング防止体制の構築を促進(競技会外検査数及び血液検査数の増加等)

○ドーピング防止活動による国際貢献を推進 →SFT等推進プログラムうち約2億円(27年度予算案)

Ⅵ. 国際競技大会の招致・開催

○ラグビーワールドカップ2019年大会

・2009年7月、国際ラグビー評議会(IRB)理事会において、日本での開催が決定。

・平成24年5月、組織委設立(会長:森喜朗 日本ラグビーフットボール協会会長)25年4月 公益財団法人の認可

・2019年9～10月の約7週間、新国立競技場をメインスタジアムとして開催する予定。(20チーム、48試合)

・「平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案」の国会提出(平成27年2月)

・2015年3月、国内の開催都市12箇所が決定

【札幌市】、【岩手県・釜石市】*、【埼玉県・熊谷市】*、【東京都】、【神奈川県・横浜市】*、【静岡県】、【愛知県・豊田市】*、

【大阪府・東大阪市】*、【神戸市】、【福岡市】、【熊本県・熊本市】*、【大分県】 *は連名で立候補

【今後の主なスケジュール】

○2015年 ラグビーワールドカップ2015イングランド大会開催(9月18日～10月31日)

※大会期間中に2019大会のプロモーションのためのジャパンハウスを設ける予定。

○2016年度中にチームキャンプ地選定プロセス準備及び発表

○IF役員 の 倍 増 ・ 国 際 競 技 大 会 の 招 致

・国際競技大会の招致やIF等役員ポストの獲得等に向けて、関係団体との情報共有、効果的な国際情報発信等を行い、スポーツに関する国際戦略を総合的に推進するため、「スポーツ国際戦略連絡会議」を開催。

8. 子供の健やかな体の育成

- アレルギー疾患やメンタルヘルスなど子供の現代的な健康課題の解決を図るため、学校・家庭・地域社会とが連携した学校保健の推進が必要。
- 子供の偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満、痩身傾向が見られることから、正しい食事のとり方や望ましい食習慣等を身に付けさせ、食を通じた地域の食文化や産業の理解増進を図るため、学校における食育の推進が必要。
- 相次ぐ登下校中の交通事故や東日本大震災等の自然災害等に対応して、地域ぐるみで子供の安全を守る環境の整備や、子供自身に危険予測・回避能力を身に付けさせる実践的な安全教育など、学校安全の推進が必要。

I. 学校保健の推進

①アレルギー疾患への対応

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(平成20年3月)」を作成・配布するとともに、学校関係者を対象とした普及啓発講習会を開催。
- 平成24年12月に東京都調布市の小学校で発生した事故を受け、平成25年5月に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成26年3月に最終報告を公表。
主なポイントは、学校生活管理指導表の使用を含めた「ガイドライン」に基づく対応の徹底、教職員等の研修の充実、緊急時におけるエピペン使用の徹底。



- 上記最終報告書の指摘を踏まえ、学校におけるアレルギー対応の更なる改善・充実を図るための資料として、「学校給食におけるアレルギー対応指針」、「ガイドライン要約版」、「学校におけるアレルギー疾患対応資料(DVD)」を作成し、平成27年3月に全国の教育委員会及び学校へ配布。



②薬物乱用問題への対応

- すべての中学校・高等学校における「薬物乱用防止教室」の開催を推進するとともに、小・中・高生を対象とした啓発教材及び大学生等を対象とした啓発パンフレットを作成・配布。また、本年7月には「危険ドラッグ」の危険性等について、啓発教材を活用し、指導するよう周知。

③健康診断の在り方の見直し

- 近年の児童生徒の健康問題を踏まえ、学校における今後の健康診断の在り方について、平成24年度に有識者による検討会を設置。平成25年12月に検討会としての意見書がとりまとめられ、平成26年4月に座高測定や寄生虫卵検査の廃止、運動器に関する検査の新設等を内容とする学校保健安全法施行規則の一部改正を行った。児童生徒等の健康診断については平成28年度から施行される。

II. 学校における食育の推進

- 第2次食育推進基本計画(平成23~27年度)等を踏まえ、栄養教諭制度を活用した食に関する指導体制の整備や、指導内容の充実など、学校における食育の推進のための取組を実施。
- 平成25年12月に「今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議」最終報告を公表。平成26年度以降の事業として「スーパー食育スクール」(SSS)と「食育の教科書」の2つが提案された。平成26年度は、「スーパー食育スクール」として33事業42校を指定して事業を実施し、小学生用食生活学習教材の作成委員会を設置して検討している。
- また、学校給食を食に関する指導の「生きた教材」として活用するとともに、地場産物や国産食材の活用、米飯給食の推進や衛生管理の徹底等に取り組んでいる。
- 平成17年度の栄養教諭制度の創設から10年が経過したが、年々配置数は増加し、平成26年4月1日現在で5,023人を配置。他方、学校栄養職員に対する栄養教諭の割合については、いまだ全体の4割にとどまることから、更なる配置促進が課題。

- (参考)
- ◆学校給食(完全給食・補食給食)の実施率(平成24年5月現在):小学校99%、中学校79%
 - ◆米飯給食の実施状況(平成24年):週あたり平均3.3回

Ⅲ. 学校安全の推進

①「学校安全の推進に関する計画」の策定等

- 学校保健安全法に基づき、中教審の答申を踏まえ、平成24年4月に「学校安全の推進に関する計画」を閣議決定。この計画に沿って、生活安全(防犯)、交通安全、災害安全(防災)の各領域を通じて、地域ぐるみで子供の安全を見守る環境の整備や、子供自身に危険予測・回避能力を身につけさせる実践的な安全教育の推進など、学校安全の充実に総合的に取り組んでいる。
- 今年度は、中教審スポーツ・青少年分科会の下に学校安全部会を設け、防災教育をはじめとした安全教育の指導時間の確保等、学校安全を推進するための方策や今後の学校安全の基本的な施策の在り方を中心に専門的な調査審議を行い、11月に審議のまとめを公表したところ。

②通学路の交通安全確保

- 平成24年4月以降、登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が相次いだことを受け、同年5月に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁において、通学路の緊急合同点検及びこれに基づく具体的な対策の検討を各都道府県に要請。点検の結果、対策が必要な箇所が約7万4千箇所あることが判明し、平成25年度末時点で約6万1千箇所において対策が完了。
- 平成26年度予算において、「通学路安全対策アドバイザー」を派遣し、通学路の合同点検や安全対策の検討を行うほか、通学路安全対策アドバイザーの協力の下、交通安全教育の実施を支援している。

③防災教育の推進

- 東日本大震災では、児童生徒等を含め甚大な被害が発生した一方で、日頃の学習の成果を活かして児童生徒等が率先して避難した事例も見られるなど、防災教育の重要性が改めて認識。これを受け、有識者会議において防災教育・防災管理等の見直しについて検討を進め、平成23年9月に中間とりまとめ、平成24年7月に最終報告をとりまとめ。
- また、震災時における学校の対応等に関する調査、「学校防災マニュアル(地震・津波災害)」作成の手引き」の作成、防災教育の参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」の改訂、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育を行う学校における取組を支援する「実践的防災教育総合支援事業」などを実施。
- さらに、東日本大震災において多数の児童や教職員が死亡・行方不明となった石巻市立大川小学校においては、文科省及び宮城県教委の指導・監視の下に第三者による事故検証委員会が設けられ、26年2月に最終報告がまとめられた。



④学校事故対応に関する調査研究

- 学校や教育委員会等における事件・事故の適切な対応を図るため、これまで発生した事件・事故における学校等の対応について調査するとともに、今後留意すべき対応策について取りまとめる調査研究を実施。

9. 青少年の健全育成

- 青少年が抱える現代的な課題を踏まえ、主体性や規範意識を持った豊かな人間性や「社会を生き抜く力」を育むため、青少年の体験活動、国際交流、読書活動等を推進。
- スマートフォンなどの新たな情報通信機器の普及に伴う青少年の生活リズムの乱れやトラブル・犯罪被害等に対応するため、インターネットの適切な利用に向けた取組を推進。

I. 青少年の体験活動・国際交流の推進

①中教審答申「今後の青少年の体験活動の推進について」(平成25年1月)

- 体験活動は人づくりの“原点”であるという認識の下、体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが重要。
- 社会全体として体験活動を推進していくため、地域・学校・家庭・民間団体・民間企業等が連携していくことが必要。

②(独)国立青少年教育振興機構における体験活動の機会と場の提供

- 全国28の国立青少年教育施設を活用し、ナショナルセンターとして体験活動の機会と場を提供。
〔具体的な取組〕

- ・ 青少年の現代的課題に対応した先導的・モデル的プログラムの企画・実施
- ・ 学校や青少年団体等が施設を利用して行う活動に対して、必要な指導・助言等の支援
- ・ 「子どもゆめ基金」を通じた民間の青少年団体が行う体験活動や読書活動への助成

国立青少年教育施設



③青少年の体験活動の推進

- 文部科学省においては、以下の取組を実施。

- ・ 家庭や企業等に対して体験活動の理解を求める普及啓発
- ・ 防災教育の観点に立った体験活動を推進するための防災キャンプ推進事業
- ・ 青少年を対象とした企業の社会貢献活動やCSRに関する表彰式及びシンポジウム等の開催
- ・ 青少年の体験活動の評価・顕彰制度に関する調査研究
- ・ 子供と自然をつなぐ地域プラットフォームの形成支援を実施

④青少年の国際交流の推進

○全国の青少年教育施設を活用し、自然体験・スポーツ体験・文化体験等を通じて諸外国の青少年と交流する教育効果の高い事業を実施。

○本年はボーイスカウトの世界大会(4年に1度開催)が予定されており、日本開催は44年ぶり。

【第23回世界スカウトジャンボリー】

主催：公益財団法人日本ボーイスカウト連盟

会期：平成27年7月28日(火)～8月8日(土)の12日間

会場：山口県山口市阿知須きらら浜

対象：中・高生を中心に162の国と地域の約3万人の青少年が参加予定

II. インターネットの適切な利用に向けた取組

○スマートフォン等を始めとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、青少年がインターネットの長時間利用によって生活リズムを崩したり、トラブル・犯罪被害に巻き込まれたりすること等が社会問題化。青少年インターネット環境整備法、第2次基本計画等に基づき、以下の取組を実施。

- ・普及啓発資料の作成・配布(全国の小・中・高等学校)
- ・関係府省庁やPTA等と連携して、保護者及び青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進(ルール・マナーに関する学習・参加型のシンポジウムの開催等)
- ・青少年教育施設を活用し、ネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施を通じたネット依存対策を推進
- ・関係府省庁が連携し、春の卒業・進学・新入学の時期に合わせ、スマートフォン等の安心・安全な利用のための啓発活動を実施



III. 読書活動の推進

○子ども読書活動推進法に基づく第三次進基本的計画(平成25年5月閣議決定)を踏まえて

- ・学校、図書館、読書ボランティア団体等による読書コミュニティの構築を促進
- ・平成26年度から子供の読書活動の推進等に関する調査研究を実施

○子ども読書の日(4月23日)に、「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催し、優れた読書活動を行っている学校・図書館・ボランティア団体を表彰。

【第三次基本計画における目標】

不読率の改善

	《現状(H24)》	【指標(H29)】	《参考(H34)》
小学生	4.5%	3%以下	2%以下
中学生	16.4%	12%以下	8%以下
高校生	53.2%	40%以下	26%以下

今後10年間で不読率の「半減」を目指す

市町村推進計画の策定率の向上

	《現状(H23)》	【指標(H29)】
市	71%	100%
町村	39%	70%以上

10. 東日本大震災に係るスポーツ・青少年局の取組

I. 学校健康教育関係

① 学校給食の安全・安心確保

- 食品の安全については、厚生労働省の定める基準値に基づく出荷段階での検査により確保されているが、より一層の安全・安心を確保する観点から、学校給食の放射性物質検査を支援。

◆学校給食食材の事前検査機器整備補助等

平成24年9月までに東日本16都県に対して85台補助。また、福島県原子力被害応急対策基金(予備費)の造成により、福島県内の希望する全ての学校給食調理場に200台以上整備。

◆学校給食の放射線検査(平成26年度)

- ・事前検査(対象:福島県)

提供前の学校給食用食材の放射線検査を実施。整備済みの事前検査機器を対象として、検査に係る人件費及び機器校正費も計上。

- ・事後検査(対象:福島県を含む11県※)

実際に提供した学校給食一食全体について、提供後に、どの程度放射性物質が含まれているかを検査。

※「特定被災地方公共団体」及び「汚染状況重点調査地域」

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県

② 子供の心のケアの充実

- 震災後、緊急に、

- ・平成22年度分の委託事業を活用し、臨床心理士等を派遣。
- ・平成22年に作成した指導参考資料「子どもの心のケアのために」を、被災した県及び市町村教育委員会の要望に応じて、増刷のうえ発送。

- 災害に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあるため、引き続き子供の心のケアが重要な課題。

- このため、平成24年5月、被災地の学校を対象に「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査」を実施するとともに、8月及び11月には、調査結果の一部を議論の材料の一つとしてシンポジウムを開催。平成25年8月には、本調査結果に有識者の分析を加えた報告書を公表。また、本調査結果も活用しつつ、研修会の開催や、指導参考資料の作成等を行った。



Ⅱ. 青少年教育関係

① 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

○福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する事業を平成26年度から実施。平成27年度から、被災者健康・生活支援総合交付金の中で実施する予定。

② 国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプ

○(独)国立青少年教育振興機構において、東日本大震災被災地の子供たちの心身の健全育成やリフレッシュを図るために、一定期間、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等ができる機会を提供するリフレッシュキャンプを、複数の民間団体等の協賛を得ながら、被災地等の国立青少年教育施設で実施(1泊から3泊程度)。

◇これまでの実績 施設 計210回 22,705名(平成23年7月～平成26年3月)

Ⅲ. スポーツ関係

○ スポーツ振興くじ(toto)助成を活用し、以下の被災地支援を実施

(1)スポーツによる被災地の子供たちの心のケア活動等の支援(平成23年度～ 総額6.5億円)

(2)被災地の総合型地域スポーツクラブの活動等の支援(平成24年度～ 総額22.9億円)等

○ 被災地に「地域スポーツコーディネーター」を配置し、スポーツ・レクリエーション教室などのプログラムを定期的実施することにより、子供から高齢者までが日常的にスポーツに取り組むことのできる環境を整備する取組を実施。(平成23年度は第三次補正予算において生涯局に計上し、平成24年度からは、復興特別会計において計上。)

○ また、被災した社会体育施設復旧のため、公立社会教育施設災害復旧費補助金(社会体育施設・文化施設を含む)により、支援をしているところ。

(1)平成23年度予算 416億円(第一次補正予算、第三次補正予算の合計)

(2)平成25年度予算 81億円(復興特別会計として、復興庁に計上)

(3)平成26年度予算 20億円(復興特別会計として、復興庁に計上)